

奈良県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森本 俊一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
自由民主党黒滝村支部	中勝洋	主たる事務所の所在地	吉野郡黒滝村大字寺戸 一〇五―一	吉野郡黒滝村大字寺戸 一〇三	令和五年二月二十七日
自由民主党奈良県陸運支部	山野豊	代表者 主たる事務所の所在地	中勝洋 奈良市大宮町一―一―二五	家治隆司 奈良市三条町五一―一―三	令和五年三月三日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
安心して笑顔あふれる大和郡山をつくる会	鈴木健嗣	会計責任者	荒木大志	木多達也	令和五年三月一日

川西町あらい 正吾後援会	葛城市民とと もに市政改革 を進める会	奥隆後援会	梅野みちよ後 援会	うちだ智之後 援会	宇陀市あらい 正吾後援会	岩田国夫後援 会	いくわ会
堀格	吉村優子	金松誠	星加恭祐	横山一郎	金剛一智	松原敬治	福西初子
主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	代表者
磯城郡川西 町大字結崎 三三〇―九	吉村優子	金松誠	星加恭祐	横山一郎	宇陀市菟田 野宇賀志二 四三―一	天理市勾田 町八四―一	福西初子
磯城郡川西 町大字唐院 四二七―二	住野幸男	桑原誠人	木村香	今西偉智郎	宇陀市榛原 榛見が丘一 一―一―一 二	天理市勾田 町二五三― 六	福西博
令和五年三月 十八日	令和五年三月 十三日	令和五年三月 十七日	令和五年一月 二十一日	令和五年三月 十三日	令和四年八月 一日	令和五年三月 二十日	令和五年三月 十二日

			中川たかし後 援会	中川会		鈴木たけし後 援会	阪本みちこと 未来を育む会	黒川洋司後援 会				
			中川崇	中川崇		清家淳一	阪本美知子	佐藤鉄平				
	国会議員関 係政治団体 の区分	主たる事務 所の所在地	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者			
	国会議員関 係政治団体 以外の政治 団体	奈良市左京 一―一二― 五	中川希容子	中川崇	荒木大志	清家淳一	阪本博	黒川まり子	堀格	石田三郎		六
	法第十九条 の七第一項 第一号に係 る国会議員 関係政治団 体かつ法第	御所市大字 西寺田一八 一	中川崇	中川希容子	木多達也	荒木大志	垣渕幸子	松山忍	小澤晃広	森田政美		
		令和五年三月 二十五日		令和五年三月 二十五日		令和五年三月 一日	令和五年三月 十九日	令和五年三月 三日				

会	保田憲治後援 会	日本共産党中 井まさとも後 援会		奈良早志会	永田桃子を育 てる会	中島勉治後援 会	
	榊本光弘	中川吉晴		森口孝	永田桃子	加藤宣之	
	会計責任者	主たる事務 所の所在地	代表者	政治団体の 名称	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	
	吉本輝雄	香芝市五位 堂四―三五 九―一	森口孝	奈良早志会	大和高田市 大字大中二 七一―二	奈良市四条 大路二―二 一―六	
	梅本博文	香芝市五位 堂四―二九 〇―四	大藤賀啓	憲法改正の 推進を支援 する奈良県 民の会	大和高田市 大字池田二 六五―八	奈良市中山 町四―五三 五―四八六	十九条の七 第一項第二 号に係る国 會議員関係 政治団体 参議院議員 中川崇
	令和五年三月 二十九日	令和四年四月 一日		令和五年三月 一日	令和五年三月 二十一日	令和五年三月 十五日	

山田哲生後援 会	
玉井繁之	
代表者	代表者
玉井美奈子	玉井繁之
山田富士子	山田歳尊
令和五年三月 二十五日	